

平成 14 年度第 4 回理事会議事録

日時：平成 15 年 2 月 22 日（土）10：00～16：00

会場：東京・全共連ビル コンベンションホール

出席者：

会 長：中野 仁雄

副会長：野澤 志朗、藤井 信吾

理 事：荒木 勤、石川 睦男、石丸 忠之、伊藤 昌春、植木 實、岡村 州博、
落合 和徳、工藤 尚文、佐藤 章、佐藤 郁夫、武谷 雄二、田中 憲一、
玉舎 輝彦、寺尾 俊彦、永田 行博、西島 正博、丸尾 猛、水谷 栄彦、
村田 雄二

監 事：青野 敏博、佐藤 和雄、藤本 征一郎

名誉会員：岩崎 寛治、加藤 順三、藤原 幸郎、古谷 博

幹事長：塚崎 克己

幹 事：泉 章夫、岡本 愛光、古山 将康、斎藤 克、佐川 典正、澤 倫太郎、
清水 幸子、高桑 好一、早川 智、阪埜 浩司、平川 俊夫、藤森 敬也、
村上 節、矢野 哲、吉田 幸洋

総会議長：高山 雅臣

総会副議長：小柴 壽彌、松岡幸一郎

顧問弁護士：平岩 敬一

事務局：荒木 信一、小山 圭子

[配付資料]

定款、定款施行細則

1：第 3 回理事会議事録（案）

2：業務担当常務理事報告並びに関連協議事項予定内容

庶務 1：物故会員氏名

庶務 2：平成 15 年度高齢会員予定者氏名

庶務 3：2 力年以上会費未納会員

庶務 4：理事長制導入案

庶務 5：学会会員カードに関する地方部会からの意見

庶務 6：根津訴訟に係わる資料

庶務 6-2：和解条項（修正案）

庶務 7-1：平成 14 年 2 月 23 日第 4 回理事会における副会長推薦手続きに関する決定事項

庶務 7-2：第 58 回日本産科婦人科学会会長候補者所信

庶務 8：周産期委員会登録システム検討小委員会における日本新生児学会の周産期専門医制度に関する検討結果

庶務 9：胎児心拍数に関する用語・定義の改定案

庶務 10：「胎児仮死」の用語使用に関する事項

庶務 11：精漿から HIV を除去するについての会員へのお知らせ

庶務 12：鑑定人推薦内規（案）-1、2

庶務 12-2：鑑定人推薦内規（案）-3

庶務 13：日本学術会議第 19 期会員候補者選定依頼の書面

庶務 13-2：日本学術会議生命倫理特別委員会報告書「生命科学の全体像と生命倫理」

庶務 13-3：日本学術会議第 7 部秘尿・生殖医学研究連絡委員会申請団体一覧

- 庶務 14：日本乳癌検診学会・マンモグラフィ検診精度管理中央委員会からの補助金要請の書面
 庶務 15：関東連合地方部会からのローテーション期間中の研修医への門戸開放要望に関する第 7 回、
 第 8 回常務理事会議事録抜粋
- 会計 1：平成 14 年度収支決算見込書（案） 説明書
 会計 2：平成 15 年度予算書（案） 説明書
 会計 3：専門委員会平成 14 年度事業報告書、平成 15 年度事業計画書案（原案及び再提出案）
 会計 4：各部署・委員会からの平成 14・15 年度事業・予算の取りまとめとその査定結果の概要
 説明
- 学術 1：第 56 回学術講演会シンポジウム担当希望者一覧表、申込書
 学術 2：第 57 回学術講演会シンポジウム課題応募一覧表、推薦理由書
 学術 3：平成 14 年度学術奨励賞被推薦者一覧表
 学術 4：学術資料一式
- 編集 1：クレームのついた日産婦誌論文について
 編集 2：日産婦誌改革に係わる資料
 編集 3：JOGR 編集案（1）（2）
 編集 4：編集内規改定案
 編集 5：電子図書館関連で平成 14 年度中に決めていただきたいこと
- 社保 1：「安全な血液製剤の安定供給の確保に関する法律」の成立のお知らせ
 専門医制度 1：卒後医師臨床研修における必修産婦人科研修カリキュラム案
- 倫理 1：「胚提供による生殖補助医療に関する倫理委員会見解（案）」（機関誌 55 巻 1 号）
 倫理 2：「生殖補助医療に携わるカウンセリングに関するワーキンググループ」委員一覧
 倫理 3：厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課からの資料提供要望書及び本会からの提出資料
 倫理 4：文部科学省・厚生労働省の「疫学研究に関する倫理指針」及び文部科学省ライフサイエンス課からの回答書
 倫理 5：本会倫理委員会議事録公開形式に対する各委員のご意見
 倫理 6：関連 8 学会による「遺伝学的検査に関するガイドライン（案）」
 倫理 6-2：遺伝医学検査に関するガイドライン（案）についての意見（日本産科婦人科学会倫理委員会）
 倫理 7：厚生科学審議会生殖補助医療部会への本会及び本会倫理審議会からの意見
- 広報 1：本会主催・地方部会担当公開講座
 広報 2：学会ホームページ広告展開案についての提案
- 学会のあり方 1：学会のあり方検討委員会平成 14 年度業務報告（案）
 学会改革推進本部 1：第 1 次中期目標・計画
 学会改革推進本部 2：学会・医会ワーキンググループ最終答申
 その他 1：新代議員名簿
- 協議 1：名誉会員・功労会員推薦者リスト
 協議 2：第 55 回総会次第（案）
 協議 3：平成 15 年度日程表
 協議 4：第 55 回総会運営に関する改革（案）

午前 10 時 00 分，理事総数 23 名全員が出席し，定足数に達したので中野会長が開催を宣言した。

議事録署名人として従来どおり，会長，庶務担当理事，会計担当理事を選出して議事に入った。

なお、植木 實理事が所用により、午後欠席された。

I. 平成 14 年度第 3 回理事会議事録（案）の確認
上記議事録（案）が示され、原案通り承認された。

II. 業務担当常務理事報告並びに関連協議事項

1) 庶務（落合和徳理事）

[I. 本会関係]

(1) 会員の動向 [資料：庶務 1, 2, 3]

1 月 31 日現在の会員数は 15,979 名である。

藤本一秋功労会員（福岡）が 1 月 8 日、山崎敬逸功労会員（千葉）が 1 月 15 日に逝去されたので、会長名甲電、生花を手配し弔意を表した。

平成 14 年 2 月 1 日から 3 月 31 日までの物故会員は 28 名、平成 14 年 4 月 1 日から 15 年 3 月 31 日までの物故会員は 129 名である。

平成 15 年度高齢会員は、295 名である。

2 年以上の会費未納会員は、2 月 12 日現在、83 名である。

会長よりの発声で、物故会員に対し、黙祷が捧げられた。

(2) 改選代議員の定数について

現在の会費完納会員数をもとに役員及び代議員選任規定第 12 条と従来の慣例に基づき、改選代議員数の定数につき検討を行った。その結果、完納者数 42 名につき 1 名とし、40 名未満の端数については 23 名以上の端数をもって各 1 名を加えるとして 370 名の代議員定数とした[資料：その他 2]。

(3) 理事候補者の選出、監事候補者の推薦依頼について

理事総数を 23 名とし、選任規定第 6 条に沿って各ブロックごとの定数を算定した。これは現在の定数と同じである。選出、推薦を 2 月 20 日までに依頼したが、各地方部会、各ブロックの委員会がまだ開催されていないところもあり、最終の委員会は 3 月 1 日に行われる予定である。

(4) 総会運営、予算決算委員候補者の推薦依頼について

上記(3)と同様の状況である。

(5) 理事長制導入案について

協議事項 運営企画委員会の項目で説明。[資料：庶務 4]

(6) 学会会員カードについて

協議事項 運営企画委員会の項目で説明。[資料：庶務 5]

(7) 根津訴訟について

本日の協議、審議結果をもって来週の2月26日に口頭弁論があり、その後結審の予定である。[資料：庶務6]

本件に関し、平岩弁護士より「資料：庶務6、NO.3の和解条項は、学会側が実質勝訴した内容のものであるが、当該和解案に対し、理事よりこの和解条項の第2項『原告は、非配偶者間体外受精の実施により生まれた子の親子関係が法律により明確になり、かつ、非配偶者間体外受精の実施が、法令・通達・指針など又は被告学会の会告により可能となった場合には、被告学会の再入会の申請をする』を入れることはあまり適当ではないという意見を受けて、その修正案を作成した。本日は、当初和解条項案か修正案か、いずれかを本会提示の和解案として次回の裁判に提出するのか、協議頂きたい」との発言があった。

続けて、以下の質疑があった。

落合理事「修正案第2項『被告学会は本和解成立時から、・・間の原告の行動に照らし、再入会を拒否する正当な事由がない場合には、原告の再入会を認める』において、・・という期間を入れておく必要があるのか」

平岩弁護士「これは、一定期間の原告の行動を学会側として観察をして、拒否する正当な理由がない場合は再入会を認めるということで、通常は、約1年間である」

中野会長「一定期間という書き方はまずいのか」

平岩弁護士「裁判所も原告側もそれについては認めないだろうと思う。一定期間というのはまったく明確ではない。したがって、その一定期間は誰が決めるのかということになってしまうので、やはり期間を決めるのであれば、争いのないように、後で解釈の問題が生じないように明確にする必要があると思う」

落合理事「和解条項 NO.3は、平岩先生が当初考えられたものである。この中で、第2項を特に入れられた背景を詳しく説明されると、少しわかりやすいのではないか」

平岩弁護士「今回の除名処分をした時には、親子関係について非配偶者間体外受精をすることによって生まれた子供の親子関係が、日本の法律で定められていない。法律が制定されて、親子関係が明確にならなければ、根津氏を再入会させる条件にはならないだろう。また、非配偶者間体外受精を禁止するという会告に違反したことが実質的な根津氏の除名理由になっている。少なくとも非配偶者間体外受精の実施が可能になるということ、さらに親子関係が法律の上で明確になること、その二点が明確になれば、再入会を検討してみるとということが、この和解条項 NO.3の第2項の主旨である」

落合理事「和解条項 NO.3の第2項は真の理由であるかもしれないが、直接の除名理由ではないという意見を前回の理事会で頂いた。それを再入会の前提とするのは適当ではないという意見であった。また、修正案第2項の『和解成立時から一定期間、原告の行動をみる』ということについてご説明いただきたい」

平岩弁護士「再入会をするということは、当然、現在は学会員という身分を失っているということが前提となっている。つまり、除名が有効であったということがこの和解の大前提ということになる。和解成立後、ある一定期間本当に学会員として迎え入れてもふさわしいのかどうか行状をみるというのが、この『和解成立時から』という意味である」

武谷理事「修正案でよろしいかと思う。第一に、原告の除名になった直接の理由は、学会の会告を無視したということである。医療行為の特質性によって、必ずしも除名したわけではない。第二に、法制化により、非配偶者間体外受精が可能になったとしたニュアンスを入れると、学会としてのこれまでの主張がやや後退するするような印象が残ると思う。また第三に、非配偶者間体外受精により生まれた子供の親子関係の法制化はまだ極めて難しく、実質的には和解原案だと、原告の復帰を半永久的に阻止することになってしまう。それよりは、会告を遵守し、心改めて会員として加わっていただくのが、良識ある学術集団のとるべき道ではないかと思う」

中野会長「有難うございます。武谷先生には大変スマートにまとめていただいた」

武谷理事「修正案の第2項と第3項は、どちらかが優位で、上下関係があるのか」

平岩弁護士「修正案の第2項は、学会が主語になっており、学会の義務を規定してある。第3項は、根津氏の義務をここで規定してある」

武谷理事「当然、その両者の条件が満たされなければ、この和解条項にそったプロセスは進まないということであるか」

平岩弁護士「当然そうなる。まず第2項で入会が認められ、その場合には、原告は第3項で会告を遵守することを誓約して入会をするということになる」

以上の質疑を踏まえ、中野会長より「修正案第2項に、1年間という数字を入れ、これでもって修正案を我々の最終的な和解条項としてまとめ、2月26日の口頭弁論に臨むこととしたい」との提案がなされ、協議の結果、これを承認した。

(8) 副会長推薦手続きについて[資料：庶務7-1、7-2]

落合理事より「副会長推薦の手続きについては、昨年年第3会理事会で決定した副会長推薦の投票手続きによる。立候補者の所信表明は、理事にすでに事前配付してある。新定款の第26条において『理事会は理事現在数の2/3以上の者が出席しなければ議事を議決することをできない。ただし、当該理事につき書面をもってあらかじめ意志を表明したもの及び他の理事を代理人として評決を委任したものは出席者としてみなす』としている。本日、欠席者はいない。

なお、定款に基づき、万が一退席する場合は、予め投票用紙に記入すれば、有効票になる」との説明があり、協議の結果、これを承認した。

(9) 周産期委員会からの報告について

日本新生児学会の周産期専門医制度に関する検討結果を受領した。[資料：庶務7]

佐藤 章理事より資料に基づき「周産期委員会登録システム検討小委員会における日本新生児学会の周産期専門医制度に関する検討結果」が示され、今後も検討することを承認した。[資料：庶務8]

佐藤 章理事より資料に基づき「胎児心拍数に関する用語・定義の改定案」が示され、今後も周産期委員会内の胎児心拍数図の用語及び定義検討小委員会と教育用語委員会ですり合わせて検討し、その結果を専門委員会の報告だけでなく、会員へのお知らせとすることを承認した。[資料：庶務9]

佐藤 章理事より資料に基づき「胎児仮死」の用語使用に関する事項を次期周産期委員会でも検討するとの報告があり、これを承認した。[資料：庶務 10]

(10) 精漿から HIV を除去することについての会員へのお知らせについて
学会誌、並びにホームページに掲載した。[資料：庶務 11]

(11) 鑑定人候補者の推薦について

11 月 8 日付けで最高裁判所医事関係訴訟委員会から、ある事案について本会鑑定人候補者の推薦依頼があった。鑑定人推薦委員会で適任者を選考の上、1 月 17 日付けで訴訟委員会に推薦を行った。また、鑑定人候補者を本会から推薦する件に関して、あるいはこの推薦委員会の位置付けということに関して、内規を作成した。本日の運営企画委員会の答申の際に、鑑定人推薦委員会内規を報告する。[資料：庶務 12]

[II. 官庁関係]

(1) 厚生労働省

厚生労働省母子保健課健やか親子 21 推薦協議会から「健やか親子 21」普及啓発用リーフレットを受領している。

[III. 関連団体]

(1) 日本産婦人科医会

1 月 14 日、2 月 5 日に、学会・医会ワーキンググループを開催した。詳細については、運営企画委員会の答申で説明する。

鑑定人推薦委員会の委員として、医会から川端正清、寺尾俊彦、中林正雄の 3 氏の推薦があった。

(2) 日本学術会議

日本学術会議第 19 期会員の候補者選定に関する資料を受領しており、推薦候補者及び推薦人の届け出の締め切りが 3 月 17 日までである。

現 18 期会員の青野監事から、最近の日本学術会議の動向が説明された。[資料：庶務 13]

青野監事「現在、私が第 18 期の会員として選出されており、この任期は本年の 7 月 20 日までの 3 年間である。政府主催の総合科学技術会議が、日本学術会議のあり方に関する専門調査会を作った。その調査会の中間まとめが昨年 11 月に、最終まとめが本年 2 月 20 日に出た。第 1 に、学術会議の政策提言機能の強化の必要性、第 2 に、中立性を保つため独立行政法人化が望ましいこと、第 3 に、財政基盤が弱いなどの課題があるため、あらためて適切な設置形態を検討することが提言された。当面は、国の総務庁の機関として存続し、年間、約 17 億円の予算である。結局は、学術会議の改革の結論は先送りになり、このまま 19 期会員の選出も行われる。急遽、3 月 17 日締めきりで、会員を従前通りの方法で選挙することになった。私は泌尿・生殖研究連絡委員会からの推薦で選ばれており、日本産科婦人科学会は 4 名の推薦人が出せる。[資料：庶務 13-3]

現在の活動として、日本学術会議の生命科学の全体像と生命倫理特別委員会の委員を

している[資料：庶務 13-2]

中野会長「青野先生には現 18 期会員として積極的に活動され、研連委員長も努められておられる。青野先生さえさしつかえなければ、続けて先生を推薦申し上げたいと思う」

野澤理事「選挙方法は従来通りであるが、任期に関しては不明ということか」

青野監事「新しい制度ができた場合には、任期は不明である。会員数、推薦形態も変わる可能性がある。しかし、最終まとめでは、急速に新しい制度の基準ができる気配もないので、3 年ということもあり得ると推察している」

落合理事「推薦人は、投票が東京で行われるため、従来、関東地域の理事を中心に御願ひしていたという経緯がある。また、推薦人予備者も同時に 1 名提案する。当日確実に投票できる方を推薦人として選出していた」

以上の質疑を踏まえ、中野会長より「庶務からの提案を認め、この事務処理は、会長扱いにさせていただく」とのまとめがあり、これを承認した。

(3) 日本乳癌検診学会・マンモグラフィ検診精度管理中央委員会[資料：庶務 14]

落合理事より「マンモグラフィ検診精度検診システムを構築する上で、本会に対し補助金の要請があった。

本会としては一口 5 万円の補助金の支出を行いたいと考えており、また本会の代表として、土橋会員を本会からの代表であると確認し、今後同先生から業務報告を受けることにしたいと考えている」との説明があり、これを承認した。

(4) 関東連合地方部会からの提案

平成 16 年度から新医師卒後臨床研修制度が発足するが、これにともないスーパーローテート期間中の研修医に対し、本会及び地方部会の学術集會に門戸を開いたらどうかという提案があった。[資料：庶務 15]

これに関して、中野会長より「この問題は、庶務事項として今後取り扱うことにし、学術集會の門戸開放ルールを作成していく」との提案がなされ、これを承認した。

2) 会計(佐藤郁夫理事)

(1) 会費納入状況

1 月 31 日現在の会費納入状況は、会員数 15,979 名中、納入率 97.4%であった。非常に大きな傾向として、年々会費免除会員が増加し、全会員の 6.8%に達している。

(2) 地方部会宛通知

2 年以上の会費未納会員、会費納入者状況等については、各地方部会宛に通知し、督促状を依頼してある。

(3) 平成 14 年度収支決算見込み・平成 15 年度予算編制について

[資料：会計 1、2、3、4]

佐藤郁夫理事より「昨年 12 月に各部署、委員会から提出された平成 14 年度事業・予算見込み報告並びに平成 15 年度事業計画・予算申請については、昨年の 12 月 25 日に会長ほか当該関係者による予算査定会議を開催した。また専門委員会の平成 15 年度事業計画・予算について、1 月 15 日に庶務・学術・会計各担当常務理事による評価査定会議を行い、その査定をふまえて、会長名で各専門委員会の事業計画・予算の再提出を要請した。これらの検討を経て、2 月 10 日に会計担当理事会を開催し、平成 14 年度収支計算見込み、専門委員会費、平成 15 年度予算案について審議を行った」との報告があり、これを承認した。

3) 学術(荒木 勤理事)

(1) 平成 14 年度神澤医学賞について

本会から推薦した青木大輔氏が受領したという報告を受けた。

(2) 諸会議開催

2 月 14 日に平成 14 年度学術奨励賞予備選考委員会、第 56 回学術講演会特別講演演者予備選考委員会、第 57 回学術講演会シンポジウム課題選考小委員会、20 日に第 56 回学術講演会シンポジウム演者選考小委員会、21 日に学術担当理事会、第 3 回学術企画委員会を開いた。

4) 編集(田中憲一理事)

(1) 会議開催

編集会議を 1 月 20 日、2 月 10 日に開催した。

(2) 学会誌・医会刊行物共同発送について

田中理事より「共同発送は 1 月号から実施され、概ね順調である」との報告があった。

(3) クレームのついた日産婦論文、あるいは日産婦誌の改革について[協議事項で報告、協議]

5) 渉外(村田雄二理事)

(1) FIGO 関係

FIGO 会長から本会会長宛に developing country へファイナンシャルサポートに関する Fellowship と Grants の案内があった。日本の教育機関または会員の中で、それらとタイアップして応募したいという方もいるかもしれないということで、この書面を邦訳してホームページに広報した。

(2) AOFOG 関係

村田理事より「AOFOG 会長 Dr. Zaidi から本会会長宛に Young Gynecologists Award 2002 の受賞者一覧と日本産科婦人科学会の協力に対する感謝の意を表す手紙を受領した。2005 年の Young Gynecologists Award の担当は次期会長の Dr. Tank に引き継がれる。事務総長の Dr. Sumpaico から村田雄二 Journal Committee 宛に Executive Board Meeting が 3 月 9 日にスリランカで開かれるという旨の E-mail を受領した。次に、現会長の Prof. Zaidi から、AOFOG Education Committee へ本会から 1 ないし 2 名のメンバーの推薦要請の手紙を受領した。また Education Committee の活動に対する経済的サポートの要請もあった。AOFOG に関して、どの目的の経済的支援が最も有効であるか、現在検討中である。また委員に関しては、渉外及び学術が候補者選定をして会長、副会長に諮るということであるが、新しい理事並びに監事が適任ではないか」との経緯の説明及び提案があり、協議の結果、これを承認した。

(3) ACOG 関係

4 月 26 ~ 30 日に開催される ACOG Annual Meeting (ニューオーリンズ) への本会からの参加に関して、ACOG 会長 Dr. Hammond CB に日程確認の手紙を送付した。参加陣容については、4 月の臨時理事会に諮ることとした。

6) 社保 (西島正博理事)

(1) 2 月 27 日に社保学術委員会を開催する。

(2) 外保連から「社会保険診療報酬に関する改正要望書」を 5 冊受領した。

(3) 「産婦人科医のための社会保険 ABC2002 年度版」が発売された。

(4) 日本臨床検査医学会より「DRG/PPS 対応臨床検査のガイドライン 2002」に関するアンケート調査依頼を受け、対応した。

(5) 「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」が、平成 14 年 7 月 31 日法律第 96 号として公布された。この件に関しては、学会誌並びにホームページを通し会員に広報した。[資料：社保 1]

(6) 外保連の分担費用八万円を十万円に引き上げたいとの外保連からの申し出に対し、これを了承した。

7) 専門医制度(武谷雄二理事)

(1) 専門医認定審査についての会告

平成 15 年度専門医認定審査に関する会告を学会誌 55 巻 1 号から掲載を始めた。

(2) 第 4 回中央委員会の開催

平成 14 年度第 4 回中央委員会は 1 月 18 日に開催した。

(3) 有限責任中間法人日本専門医認定制機構への入社届の提出について

本会が中間法人の社員ということで、同機構に入社届けの書類一式を提出した。

(4) 平成 15 年度専門医認定二次審査筆記試験問題の作成・選定について

東日本の大学の教授・助教授より収集した筆記試験問題案を基に、4 月中に問題を作成する。面接試験は、インフォームド・コンセントをとるロールプレー方式で行うが、面接担当者用の指導書を作成する予定である。

試験の責任体制、特に最終責任者については会長が適任であるが、協議の結果、次回常務理事会、15 年度第 1 回理事会で決定することが了承された。

(5) 卒後医師臨床研修における必修産婦人科研修カリキュラム案の厚生労働省宛提出について

厚生労働省の指導のもとに作成した必修産婦人科研修カリキュラム最終案(研修期間: 1.5 ヶ月、3 ヶ月の 2 コース)を 1 月 20 日に武谷、落合、田中常務理事が厚生労働省医政局中島課長に提出し受理された。これは、本会ホームページ、学会誌で会員に広報し、全国大学病院長宛にも、卒後医師臨床研修マニュアル作成の上で参考にされるようにとの書面を添え送付した。[資料: 専門医制度 1]

8) 倫理委員会(野澤志朗委員長)

(1) 本会の見解に基づく諸登録(1 月 31 日現在)

ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する登録: 登録 80 施設

体外受精・胚移植、および GIFT の臨床実施に関する登録: 登録 581 施設

ヒト胚および卵の凍結保存と移植に関する登録: 登録 416 施設

パーコールを用いての XY 精子選別法の臨床実施に関する登録: 機関誌 46 巻 8 号(平成 6 年 8 月)において登録一次中止以来登録なし、通算 17 施設

顕微授精の臨床実施に関する登録申請: 登録 315 施設

非配偶者間の人工授精の臨床実施に関する登録: 登録 26 施設

着床前診断に関する臨床研究施設登録: 0 施設

(2) 委員会開催

倫理委員会：第7回倫理委員会を平成14年12月13日、第8回倫理委員会を平成15年1月15日、第9回倫理委員会を2月14日に開催した。

倫理審議会：第7回倫理審議会を平成14年12月4日、第8回倫理審議会を平成15年1月8日、第9回倫理審議会を1月29日に開催し「精子・卵子の提供者は匿名の第三者とする点」について、答申原案を協議した。

(3) 「胚提供による生殖補助医療に関する倫理委員会見解(案)」を本会ホームページ及び機関誌55巻1号に掲載し、3月末日を締め切りとして会員からの意見を募集している。

[資料：倫理1]

(4) 「生殖医療に携わるカウンセリングに関するワーキンググループ」を関連学会連絡会内に設置し、本会の代表として鈴森 薫遺伝カウンセリング小委員会委員長と平原史樹遺伝カウンセリング小委員会委員を選出した。[資料：倫理2]

(5) 2月末日を締め切りとして生殖医療関連学会、すなわち医会、不妊学会、泌尿器科学会、受精着床学会、アンドロロジー学会に対し、本会「代理懐胎に関する見解(案)」及び「胚提供に関する倫理委員会見解(案)」に対する御意見の提出をお願いした。

(6) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課からの登録施設のARTの状況に関する資料提出の要望に対し、施設名を匿名とし、かつ省内資料として公開しないという条件のもとで資料を提出した。[資料：倫理3]

(7) 文部科学省・厚生労働省の「疫学研究に関する倫理指針」に本会の登録業務が対象となるかについて、文部科学省ライフサイエンス課の担当官より回答を書面で受領した。

[資料：倫理4]

野澤委員長より「文部科学省・厚生労働省に対して、『本学会で行っている学術的調査(学会に登録された機関における症例等の情報を連結が可能な匿名化された状態で収集し、整理するもの)は、本指針の適用範囲となるか』という質問をしたところ、『産科婦人科学会での調査は、図表にとりまとめるだけで、人の疾病及び病体の解明等に関する知見を得るというものでないのであれば、指針対象行為に該当せず、本指針の対象外と考えられる』という返事をいただいた」との説明があり、これを了承した。

(8) 本会倫理委員会議事録の公開の是非につき、一年間、慎重に討議した結果、討議内容により例外的処置も必要ではあるが、平成14年度分より発言者明記の形式で公開することに決定した。[資料：倫理5]

(9) 関連8学会による「遺伝学的検査に関するガイドライン(案)」の制定に向けた作業部会が再開し、本会を代表する委員として野澤志朗倫理委員長が選出された。

[資料：倫理6]

ガイドライン（原案）において、本会と関連のある「出生前検査と出生前診断」が「追記」の形式になっているので、これを独立した 1 項目として取り扱い、本学会の会告を参照したガイドラインにさせていただきたいとの意見を倫理委員会でまとめ、この意見を作業部会に提出した旨報告された。

（10）厚生科学審議会生殖補助医療部会「生殖補助医療技術に関する専門委員会」報告書において提示された条件およびその具体化のための検討結果（案）に関する意見募集に対し、本会および本倫理審議会から意見を提出した。[資料：倫理 7]

理事会内委員会報告並びに関連協議事項

1）広報委員会（佐藤 章委員長）

（1）会議開催

1 月 23 日と 2 月 12 日に、第 3 回、第 4 回広報委員会と情報処理小委員会を合同で開催した。その内容は登録業務一元化に向けての検討であった。

（2）現在のパスワード登録者は 4,275 名で、登録率が 26.8%に上昇した。

2）学会のあり方検討委員会・学会改革推進本部（藤井信吾委員長・本部長）

（1）学会のあり方検討委員会について[資料：学会のあり方 1]

藤井委員長より「本年度 6 回の学会のあり方検討委員会を開催し、『産婦人科医の存在意義の社会的なアピール』を主題に協議を行った。包括的な産婦人科の医療体制の解析から、将来的な方向として病院の統合を踏まえた分娩のセンター化、オープンシステム、過重労働解消の鍵となるシフト制勤務の導入、増加している女性医師のサポート体制の充実といった目指すべき診療体制が示唆された。最終的に産婦人科医療体制の現状と問題点と、それを克服する可能性を有する新しい医療体制について現在まとめている」との報告があり、これを了承した。

（2）学会改革推進本部について[資料：学会改革推進本部 1]

藤井委員長より「第一次中期目標、中期計画は、各部署、各委員会で検討、実施に移され、軌道にのりつつあるので、当初の予定通り本年度をもって学会改革推進本部は解散することとしたい」との提案があり、これを承認した。

（3）学会・医会のワーキンググループについて

最終答申につき運営企画委員会答申の中で説明。

III. 協議事項

1. 平成 14 年度見込決算について[資料：会計 1]

佐藤郁夫理事より「平成 14 年度見込決算について、一般会計は各部門の努力により赤字幅は減少し、735 万円の黒字、専門医制度事業会計も 5 年に 1 度の更新の時期と重なったため 4,900 万円の黒字となる見込みである」との説明があり、協議の結果これを承認した。

2. 運営企画委員会の答申について

1) 理事長制導入について[資料：庶務 4]

落合理事より「機関誌 55 巻 1 号に理事長制導入案を掲載し、本年 1 月 31 日までに会員の意見を求めたが、特段の意見はなく、この案通りに進めていくことを、昨日の運営企画委員会で承認を得た。したがって、第 55 回総会で、理事長制導入に関する承認を得ることになる。明年度にはこの理事長制導入に関連する定款、さらに定款施行細則の改訂手続きに入る。定款改訂は平成 16 年 4 月の第 56 回総会で承認頂き、平成 17 年 4 月の第 1 回理事会で理事長が選出される」との発言があり、理事長制導入案を原案通り第 55 回総会で諮ることが承認された。

2) 鑑定人推薦委員会内規[資料：庶務 12-2]

落合理事より「内規案 3 は、昨日の運営企画委員会で協議した最終案である。1. 社会法人日本産科婦人科学会（本会）は最高裁医事関係訴訟委員会（訴訟委員会）などからの鑑定人候補者の推薦依頼に迅速に対応するため、本会の運営企画委員会の中に鑑定人推薦委員会（委員会）を設置し、医事紛争に関わる社会的期待に応えるものとする。2. 委員会の委員は本会会員の中から 8 名程度を目安に、本会理事会の議を経て選出し、本会会長が委嘱する。委員会の委員長は委員会委員の互選により選出し、委員会委員の任期は 1 期 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員会委員に欠員が生じた場合は、理事会の議を経て補充できるものとするが、その補充された委員の任期は前任者の残任期間とする。3. 委員会の役割は、以下に掲げる事項とする。（1）鑑定人候補者リストを作成し、原則 2 年毎に更新を行うものとする。（2）委員会は訴訟委員会から本会に対し、鑑定人候補者推薦依頼があった場合、依頼事案に対応するに適切と思われる会員を、鑑定人候補者リストの中から訴訟委員会へ推薦する。4. 委員会は鑑定人候補者を推薦するが、鑑定内容には関与しない」との説明があり、協議の結果、内規案 3 を承認した。

3) 登録業務一元化について

佐藤 章理事より「専門委員会登録業務は、会員が登録したデータを利用できるようにするのが大きな目的で、初期投資として 3000 万円、ランニングコストとして毎年 600 万を考えている。検討の結果、UMIN の利用により、予算の範囲内で、登録業務一元化が可能になることが判明した」との報告があった。

4) 日本産科婦人科学会ホームページ広告展開案について

佐藤 章理事より「現在、広告料が大幅ダウンしている。本会の新たな収入源として、本会ホームページにバナー広告をのせることを検討している。広告収入は、1社1月10万円を目安にしている。また、パスワード登録している会員に発信する毎に10円の広告収入になる産業広告型メール配信サービスというシステムもある。広告代理店に各社への仲介を御願しているが、その委託料は20%と平均的なレベルである。この案でよろしいか、協議頂きたい」との提案があり、協議の結果、これを承認した。

5) 公開講座について[資料：広報1]

平川幹事から「第55回総会の担当校である九州大学が、平成14年度本会主催公開講座の準備を進めている」との報告があった。

佐藤 章理事から「平成14年度地方部会担当公開講座が、26都道府県で行われた」との報告があった。さらに、「平成15年度の公開講座を早々に予定している都道府県への対応、および本会主催の公開講座に対するシェーリングから今後2年300万円の協賛の契約更新が見込まれる」との説明があり、これを承認した。

6) 日産婦・医会ワーキンググループ[資料：学会改革推進本部2]

落合理事より「両会の業務の連携と分担による一層の活動強化という重要な課題について討議し、最終答申を出した。刊行事業の連携・分担では、両会の刊行物の郵送を一つの封筒で行っており、約800万円の経費削減が年間で見込まれている。倫理委員会の連携、分担では、学会が生命倫理等の医学的倫理問題に関して中心的に行い、一方、医会は会員の倫理の向上に関する指導を重視し、会員倫理委員会を設置する予定である。社保事業の連携・分担では、社保の適正な運用の指導に実績のある医会が社保事業を主として担い、学会は学術的な検証を行うことの他に、行政、外保連、内保連との窓口としての意義が大きいということで、人員削減はするが機能としては存続するという方向で検討している。医事紛争業務の提携に関しては、学会の運営企画委員会の中に鑑定人推薦委員会を設置する。両会の学術集会は、相互に連携して協調的に行う必要があるが、継続的な議論がまだ必要である。卒後・生涯研修活動では、新医師臨床研修カリキュラムの作成を両会共同で行ったが、さらに、このカリキュラムに対応した産婦人科ローテーションマニュアルの作成を提言したい。

以上、社保事業、学術集会、研修活動に係わる連携・分担についての実施具体のアクションプランは今後の残された課題である」との説明があり、協議の結果、最終答申案を承認した。

鑑定人の定義に関する質問が、石川理事、松岡副議長より出され、これに対して平岩弁護士から「裁判所の鑑定は全て本会の設置する鑑定人推薦委員会を通して行うというのが、今回の司法制度改革の主旨である。従来のように、原告、被告それぞれが鑑定人を選ぶという私的鑑定を本会に依頼することはあり得ない」との説明があった。

7) 学会会員カードについて [資料：庶務 5]

落合理事より「学会会員カードは、氏名、写真、会員番号、専門医番号などが記録され、会員証としての意義がある。またカードの電子化により会員の研修記録の管理、また、クレジット機能付加により、年会費、学術講演会の参加費の支払いが可能になる。クレジット機能を付加することにより、投資コストが回収できる。学会会員カード導入に関する各地方部会、専門医制度委員会からの意見をまとめると、研修記録の管理が可能な会員証としての導入に関してはほぼ賛成であるが、年会費支払いに関しては異論があるようである。昨日の運営企画委員会でも、会員カード導入という大きな方向付けは賛同頂いているので、年会費徴収システムに関してはもう少し説明し、このシステム導入に理解いただく手順を踏むこととした。今後改めて問題点を整理し、メリット・デメリットを明確にした上で、各地方部会に再度説明の上、意見を伺う予定である」との説明があった。

これに対し、中野会長から「導入の方向でよいが、次年度、第 2 回理事会で最終答申を出すようにしていただきたい」との要望が出された。

本件につき協議の結果、学会会員カード導入についての運営企画委員会の方針を承認した。

3. 学術企画委員会答申について[資料：学術 3、4、5]

荒木理事より以下の項目について提案があった。

(1) 平成 14 年度学術奨励賞選考について、以下の選考結果が報告され、承認した。

生殖・内分泌部門

著者：佐藤 俊幸(さとう としゆき)

所属：奈良県立医科大学産科婦人科学教室

論文題目：ラット骨髄 stromal cell 培養系における 17 β -estradiol の骨形成促進作用機序に関する研究

掲載雑誌：日産婦誌、第 54 巻 10 号 1457～1466 頁

生殖・内分泌部門

著者：橋本 志奈子(はしもと しなこ)

所属：福島県立医科大学産科婦人科学教室

論文題目：精子受精能とヒト精子核蛋白の関連性の検討

掲載雑誌：日産婦誌、第 54 巻 1 号 1～9 頁

周産期医学部門、腫瘍学部門、産婦人科学一般部門はいずれも該当者なし。

(2) 第 56 回学術講演会特別講演演者選考について

以下の演者と課題が答申され、承認した。

演者：牧野 恒久(まきの つねひさ)(東海大学医学部産婦人科教授)

課題：「生殖医療の総合的取り組みからみたヒト生殖のロスの研究」

(3) 第 56 回学術講演会シンポジウム課題および演者の選考について以下の選考結果が報告され、承認した。

シンポジウム 1 : 胎児の発育・分化とその異常

池田 智明 (いけだ ともあき) (宮崎医科大学講師)

発育・分化の異常からみた周産期脳障害の発生とそのメカニズム

佐藤 昌司 (さとう しょうじ) (九州大学講師)

心弁信号、ドプラ血流波形および血管壁微小変位からみたヒト胎児における心機能の発達ならびに病的逸脱に関する研究

室月 淳 (むろつき じゅん) (国立仙台病院医長)

羊胎仔 IUGR モデルを用いた Barker の仮説の病態生理学的研究

由良 茂夫 (ゆら しげお) (京都大学助手)

胎生期子宮内環境の悪化に起因する出生後の肥満、生活習慣病発症機序の解析—脂肪細胞ならびに胎盤由来因子によるエネルギー代謝調節の視点から—

シンポジウム 2 : 配偶子形成とその成熟の分子機構

有馬 隆博 (ありま たかひろ) (九州大学生体防御医学研究所助手)

ゲノムインプリンティングの分子メカニズム— DNA メチル化によるインプリンティング制御機構

小森 慎二 (こもり しんじ) (兵庫医科大学講師)

精子形成過程におけるアンドロゲン作用の分子生物学的解析

田中 守 (たなか まもる) (慶応義塾大学講師)

卵子形成・成熟過程におけるエピジェネティクスの解明

寺田 幸弘 (てらだ ゆきひろ) (東北大学助教授)

配偶子形成過程における細胞骨格系の形成と受精における機能発現：生殖補助技術向上のための新しいストラテジーに向けて

シンポジウム 3 : 卵巣癌の進展とその制御

植田 政嗣 (うえだ まさつぐ) (大阪医科大学助教授)

卵巣癌における血管新生と分子標的治療

大道 正英 (おおみち まさひで) (山形大学講師)

卵巣癌の進展と抗がん剤耐性化に関する分子の同定—その分子標的治療の開発—

小林 裕明 (こばやし ひろあき) (九州大学講師)

細胞間相互作用からみた卵巣癌腹膜播種の進展機序とその制御に関する研究

重政 和志 (しげまさ かずし) (広島大学助手)

卵巣癌の進展機構に関わる新しいバイオマーカーの同定とその臨床応用—セリンプロテアーゼの同定と CA125 の遺伝子解析を中心として—

(4) 第 56 回学術講演会シンポジウム 4 演者選考について[資料：学術 4-1-3]

第 56 回シンポジウム 4 演者選考小委員会にて選考の結果以下の 6 名が荒木理事より示され、選考結果を承認した。

加藤友康（かとう ともやす）癌研究会付属病院

神経温存広汎子宮全摘術における根治性拡大と機能温存

金岡 靖（かなおか やすし）大阪市立大学

湾曲した子宮内膜アブレーション用マイクロ波アプリアクターの開発

古山将康（こやま まさやす）大阪大学

性器脱に対する腔壁支持補強術式の併用法に関する臨床的検討

高倉賢二（たかくら けんじ）京都大学

広汎性子宮全摘術における膀胱子宮靱帯前・後層の安全かつ確実な処理法について

本山 覚（もとやま さとる）神戸大学

再生酸化セルロース膜（インターシード）を応用した低侵襲性造腔術

吉田信隆（よしだ のぶたか）社会保険広島市民病院

広汎子宮全摘術における尿管および膀胱神経温存と下腿浮腫の予防を安全確実に行う方法について

(5) 第 56 回学術講演会シンポジウム 1～4 座長案[資料：学術 4-4]

荒木理事より資料をもとに学術企画委員会の投票によって選出した第 56 回学術講演会シンポジウム 1～4 座長案が以下のごとく示され、選考結果を承認した。

シンポジウム 1 「胎児の発育・分化とその異常」

岡村州博 教授（東北大学）

シンポジウム 2 「配偶子形成とその成熟の分子機構」

吉村泰典 教授（慶応大学）

シンポジウム 3 「卵巣癌の進展とその制御」

落合和徳 教授（慈恵会医科大学）

シンポジウム 4 「安全性および確実性の向上を目指した婦人科手術の工夫」

工藤隆一 教授（札幌医科大学）

(6) 第 57 回学術講演会シンポジウム課題選考について[資料：学術 4-3]

荒木理事より資料をもとに学術企画委員会によって選出した第 57 回学術講演会シンポジウム課題選考について以下のごとく示された。選考結果を承認した。

シンポジウム 1（周産期）：課題名 早産の予防

シンポジウム 2（生殖・内分泌）：課題名 ホルモン補充療法

その基礎と臨床

シンポジウム 3（腫瘍）：課題名 子宮体癌の予後因子に基づいた治療戦略

その標準化を目指して

シンポジウム 4（一般・その他）：課題名 肺塞栓 その予防と治療

佐藤監事より「今回はじめて各シンポジウム課題にキーワードが付けられたが、キーワードを付けあまりはつきりさせるとかえって次回以降の同じような課題の応募に制限が付くのではないか」との質問があった。これに対し、荒木理事から「広い課題名からそれぞれの焦点を絞り明確にする意味で今回キーワードを設けた」、岡村理事より「参考にするということで、キーワードからはずれたからといって選考からはずす訳ではない」との説明がなされ、キーワードの設定を含む選考結果を承認した。

(7) 第 56 回学術講演会の準備について

一般演題応募要項について

荒木理事より、「第 3 回一般演題応募処理システム検討小委員会を 4 月 11 日に開催し、第 55 回学術講演会の一般演題応募に関する総括を現担当校中心に行い、次回担当校に一般演題応募処理についての申し送りを行う予定である。今回も UMIN を用いて応募し、応募はオンライン応募のみとする。平成 14 年度から開始したオンライン査読も継続する予定である」と説明があり、これを承認した。

(8) 専門委員会報告のポスター掲示について[資料：学術 4 - 7]

荒木理事より「生涯研修の一貫として専門委員会報告をポスター掲示にてその活動報告を戴くよう各専門委員会の委員長宛に依頼する」との提案があり、これを承認した。

(9) 第 26 回医学会総会との連携について[資料：学術 4 - 7]

荒木理事より「資料のごとく、第 26 回医学会総会から各分科会との連携の申し込みがあり、時間的、経済的に可能な範囲で協力し、ホームページ上での会員への案内など可能な範囲で連携を実施する」との方針があり、これを承認した。

(10) 学会の国際化に関する IS 委員会からの提案

荒木理事より「学会の国際化を目指した IS の発展的解消と English Session の設置について、第 3 回理事会に提案したが、全ポスターを英語表現にすることに対して異論が出され、IS の廃止とポスター英語化は承認されなかった。学術企画委員会で再度協議し、IS の廃止に関しては具体的な手続きを含めて次年度の継続審議とし、IS を継続したままで可能な範囲の学会の国際化を行うこと。IS Award は当面継続し、その廃止については次年度以降の検討課題とする」と提案があり、これを承認した。

(11) 総会会場固定化に関する答申[資料：学術 4 - 11 ~ 46]

荒木理事より「学術企画委員会内に総会会場固定化検討小委員会(牧野小委員会委員長)を設置し、3 回の小委員会を開催して学会開催経費の削減および学会運営の合理化・効率化の両面から、総会会場固定化に関して検討・協議した結果、総会会場固定化案が答申された」との説明があり、佐川幹事より固定化を検討するに至った経緯および根拠、総会会場固定化案の資料について説明された。

以下が総会会場固定化答申の概要である。

【総会会場固定化案】

(1) 総会会場を、「パシフィコ横浜」と「国立京都国際会館」の2箇所に固定化する。

(2) 4年間の試行期間を置き、その間に評価委員会を設置し、毎年固定化の効果について評価する。具体的評価項目は、以下の6項目とする。また、学会の運営および会計を外部に公開できることを目指し、評価委員には学会外部の委員を入れる。

経費削減効果

会場の適否

学会事務局へ移行可能な事務仕事の内容

総会開催地の固定化による事務局機能の強化の具体案

学術集会長による会場選択の可能性も含めて、会場固定化の方法

固定化に関する会員の意見の調査

(3) 試行期間中は上記の諸項目について固定化の効果を評価するため、2会場を交互に使用する。すなわち、試行期間中は学術集会長による開催地の選択は認めない。従って、平成18年横浜、平成19年京都、平成20年横浜、平成21年京都となる。

なお、試行期間後の固定化の継続および固定化の方法については、評価委員会で一定の基準を設け、試行期間中の評価に基づき2年目終了時に中間報告する。

(4) ただし、総会会場の指定が当該年度の学術集会長候補者の選出ブロックを指定するものではない。

(5) 学術企画委員会、運営企画委員会、事務局で構成される総会会場固定化準備委員会を設置し、固定化に伴う事務局機能の強化に向けた対応を平成15年度に検討・準備する。ただし、この委員会は常務理事を含めた理事会内委員会として設置する。

以上の総会会場固定化案につき協議の結果、修正なく承認した。

(12) 次期学術企画委員会への引継ぎ事項[資料：学術5]

荒木理事より、次期学術企画委員会への引継ぎ事項として以下の5項目が示された。

学術奨励賞のあり方

特別講演演者選考方法

学術集会の国際化

理事長制導入後の学術企画委員会のあり方

シンポジウム担当者の制限について

4. 機関誌編集について

1) クレームのついた日産婦論文について[資料：編集1]

田中理事より日本産科婦人科学会雑誌54巻10号2002年に掲載された「腎癌合併妊娠の1症例」についてのクレームの経過についての説明があり、昨日の編集理事会での検討の結果「本論文ははっきりと取り下げとし、経過をまとめて日本産科婦人科学会雑誌に掲載する」ことが示され、村田理事から「二重投稿であり、編集理事会の方針のように経過をまとめて学会誌に掲載することが良い」、佐藤監事、青野幹事、藤本監事からも同意見を示され協議の結果、編集理事会の方針を承認した。

2) 日本産科婦人科学会雑誌の費用について[資料：編集 2]

田中理事より日本産科婦人科学会雑誌のページ減に伴う費用の見積もりが提示された。この結果今後も引き続き作成を杏林舎に依頼することが了承された。

3) JOGR 誌編集への日本産科婦人科学会雑誌編集の関与について[資料：編集 3]

田中理事より、JOGR 誌編集への日本産科婦人科学会雑誌編集係の関与について案が提示された。議論の結果、日本産科婦人科学会雑誌編集担当幹事が JOGR 誌編集会議に 2 カ月に 1 回程度参加し、査読の一部を担当すること、日本産科婦人科学会編集担当理事が JOGR 誌の編集委員として JOGR 誌編集全体会議に参加することなどが了承された。

4) 日本産科婦人科学会編集内規の改定について[資料：編集 4]

田中理事より、日本産科婦人科学会編集内規の改定案が提示され、了承された。

5) 電子図書館関連[資料：編集 5]

田中理事より「日本産科婦人科学会雑誌が登録されている電子図書館サービスから、登録雑誌を PDF 化し、閲覧可能としたいとの問い合わせがきているが、そのようにしてよるしいか」との発言がなされ、了承された。なお、学会として、機関別定額制を利用するか、フリーアクセスを取り入れるかについては、今後検討していくこととなった。

5. 平成 15 年度事業計画ならびに予算について[資料：会計 2]

佐藤郁夫理事から資料に基づき「平成 15 年度事業計画ならびに予算について」が示され、原案通り承認された。

6. 副会長選出について[資料：庶務 7-1、7-2]

落合理事より資料：庶務 7-1「平成 14 年 2 月 23 日（土）平成 13 年度第 4 回理事会決定事項」に基づき、理事会における副会長推薦の投票手続きについて説明があり、下記の投票手続きの確認が行われた。

1) 定足数等

(1) 理事現在数の 3 分の 2 以上（定款第 26 条）。

(2) 議事は出席理事の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる（定款第 26 条）。

(3) 白票は有効投票数に含めることとし、白票が過半数となったときは当該投票は無効とする。

(4) 投票は全て無記名とし、候補者以外の名前の記載したる票は無効（慣例）。

2) 候補者が 2 名の場合

(1) 第 1 回投票（議長は参加しない）の過半数をもって決する。

(2) 第 1 回投票で過半数に達しない場合、再投票（議長は参加しない）の過半数をもって決する。

(3) 再投票で過半数に達しない場合、再々投票（議長は参加しない）の多数をもって決する。

今回は出席理事 21 名及び不在者投票 1 名の 22 票の有効投票数、候補者 2 名（佐藤 章理事、田中理事）で投票が行われた。

投票結果は、第 1 回投票では過半数を獲得した候補者がなく、再投票となった。

再投票に際して、不在者投票者の 1 票の取り扱いについての質問がなされ、藤原名誉会員から「再投票以降は無効票の取り扱いである」、村田理事から「被推薦者が変わらないのなら、そのままの意思で有効なのではないか」との意見が出された。平岩顧問弁護士より「不在者投票者はその意思を示しており、被推薦者 2 名が変わらないのであればその意思が 2 回目以降の投票でも有効と考えられる」との助言があったが、投票は無記名のため、不在投票者の票が確定できないことから、佐藤監事より「第 1 回目の投票結果の票の票数を示してほしい」との意見が出され、「佐藤理事 11 票、田中理事 10 票、白票 1 票」との結果が報告された。中野会長（議長）の提案により、投票によって不在投票者の票を再投票以降でも有効票とするか否かを決することが提案され、承認した。その投票の結果、「不在投票者の票は 1 回目のみ有効とするが 15 票、2 回目以降も有効とするが 6 票」の結果となり、「不在投票者の票は 1 回目のみ有効とする」ことを承認した。

再投票結果は、有効投票数 22 票で「佐藤理事 10 票、田中理事 10 票、白票 1 票」となり、再々投票となった。再々投票の結果も可否同数の場合は、はじめに確認した投票手続きに則って議長の決するところによる（定款第 26 条）ことが確認され再々投票に入る。再々投票の結果は、有効投票数 22 票で「佐藤理事 10 票、田中理事 10 票、白票 1 票」で可否同数のため、はじめに確認した投票手続きに則って議長の決するところにより（定款第 25 条）、議長である中野会長が「田中理事を推薦したい」として最終的に理事会として

田中憲一理事を副会長候補（第 58 回学術集会長）として推挙することに決した。

7. 名誉会員及び功労会員推薦について[資料：協議 1]

落合理事から資料に基づき名誉会員被推薦者 8 名及び功労会員被推薦者 21 名の氏名が示された。名誉会員被推薦者である寺尾理事から辞退の申し出があり、承認された結果、名誉会員被推薦者 7 名及び功労会員被推薦者 21 名の推薦が承認された。

8. 第 55 回総会ならびに学術講演について

中野会長から第 55 回総会ならびに学術講演は平成 15 年 4 月 12 日より 4 月 15 日まで福岡で開催され、順調に準備が進んでいることが示された。

9. 第 55 回総会について[資料：協議 2、4]

松岡総会副議長より資料に基づき第 55 回総会次第（案）および第 55 回総会運営に関する改革（案）が示され、承認した。

10. 第 56 回総会ならびに学術講演について

野澤副会長から第 56 回総会ならびに学術講演は平成 16 年 4 月 10 日より 4 月 13 日まで東京都のお台場にあるグランパシフィックメリディアンホテルおよび日航ホテルにおいて開催されることが示された。

11. 第 57 回総会ならびに学術講演について

藤井理事から第 57 回総会ならびに学術講演は平成 17 年 4 月 2 日より 4 月 5 日まで京都の国立京都会館において開催されることが示された。

12. その他

1) 2 年以上会費未納者の取り扱いについて[資料：庶務 3]

落合理事から資料に基づき 2 年以上会費未納者氏名が示された。

以上